○経済産業省令第三十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

経済産業大臣　海江田万里

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項ただし書及び同項第一号中「二十キロワット」を「五十キロワット」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十五号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十二条の三、第二十六条及び第二十六条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災に対処するためのガス事業会計規則等の規定に基づく財務諸表の提出等の期限の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

経済産業大臣　海江田万里

東日本大震災に対処するためのガス事業会計規則等の規定に基づく財務諸表の提出等の期限の特例に関する省令

（ガス事業会計規則の規定に基づく財務計算に関する諸表の提出期限の特例）

第一条　東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下同じ。）にその供給区域又は供給地点の全部又は一部が含まれるガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者（以下単に「一般ガス事業者」という。）及び同条第四項に規定する簡易ガス事業者（以下単に「簡易ガス事業者」という。）にあっては、平成二十二年十二月三十一日を含む事業年度に係るガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）第十四条第一項及び第十五条第二項の規定に基づく財務計算に関する諸表の提出については、これらの規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までに行うことができる。

（ガス事業法施行規則の規定に基づく選択約款の収入実績等報告書の提出期限の特例）

第二条　東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域にその供給区域又は供給地点の全部又は一部が含まれる一般ガス事業者及び簡易ガス事業者にあっては、平成二十二年十二月三十一日を含む事業年度に係るガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十一条第一項の規定に基づく選択約款の収入実績等報告書の提出については、同項の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までに行うことができる。

（ガス事業部門別収支計算規則の規定に基づく部門別収支計算書等の提出期限の特例）

第三条　東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域にその供給区域又は供給地点の全部又は一部が含まれる一般ガス事業者及び簡易ガス事業者にあっては、平成二十二年十一月三十日を含む事業年度に係るガス事業部門別収支計算規則（平成十六年経済産業省令第七十七号）第四条第一項及び第七条第一項の規定に基づく部門別収支計算書等の提出については、これらの規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までに行うことができる。

（ガス事業託送供給収支計算規則の規定に基づく託送収支計算書等の公表期限の特例）

第四条　東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域にその供給区域又は供給地点の全部又は一部が含まれる一般ガス事業者にあっては、平成二十二年十一月三十日を含む事業年度に係るガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第百二号）第九条第一項の規定に基づく託送収支計算書等の公表については、同項の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までに行うことができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び関係政令の規定に基づき、放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（都市計画法施行規則等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「による放送事業」を「第二条第二号に規定する基幹放送」に改める。

一　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第四十三条の七第十八号

二　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）第八条第十七号

三　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第二号）第一条第十七号

四　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）第二十四条第十八号

五　国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）第六条第十八号

（振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令の一部改正）

第二条　振興拠点地域に係る中核的民間施設及び業務核都市に係る中核的民間施設に関する細分を定める省令（平成四年総理府令第五十一号）第一条第一項の表電気通信施設又は放送施設（有線テレビジョン放送施設を含む。）の項の下欄を次のように改める。

一　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）によるテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送施設	

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年六月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一七―一二六

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の十の表電気通信事業紛争処理委員会事務局の項中「電気通信事業紛争処理委員会事務局」を「電気通信紛争処理委員会事務局」に改める。

別表第一の十八の表財務局及び財務支局の項中「財務局考査官」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の十八の表の改正規定は、平成二十三年七月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年六月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二三―六

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一号タを次のように改める。

タ　電気通信紛争処理委員会事務局

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づき、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年六月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二一―〇―五

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「、その」を「その」に改め、「もの」の下に「並びに労働金庫」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。